

## 保育所保育指針の改定に伴う「乳児保育」の教授内容の考察

Consideration of Teaching Contents of “Infant Cares” Associated with the Revision of Japan’s National Guidelines for Care and Education at Day Nursery

鈴木 順子

Junko Suzuki

愛知東邦大学教育学部

### 要 旨

2019年には保育を取り巻く社会情勢の変化や保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて見直しが検討され、保育士養成課程を編成する教授内容が再編された。乳児保育の演習2単位が乳児保育Ⅰの講義2単位と乳児保育Ⅱの演習1単位として分けられたのである。現行の保育所保育指針では、乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実が重要とされ、実施されている。乳児期における基本的信頼感の形成と学びの芽生えを大切にしながら保育をしていく重要性が示された。

本稿では保育所保育指針と保育士養成課程の教授内容を中心に、乳児保育の内容を整理し、考察した。

### I. はじめに

子育て家庭を取り巻く環境が変化している。近年の都市化、核家族化等の影響による血縁・血縁型の子育て支援のネットワークの弱体化、共働き家庭の増加、待機児童の問題、子どもの養育が両親、特に母親への負担、子育て不安、子ども虐待等の社会問題として顕在化している。また子どもに必要な生活体験の不足、少子化による子どもへの影響等がみられ、それらを補う乳幼児期からの保育者の役割も重要である。日本の将来において、乳幼児期に育てるべきものは何かが問われる時代となっている。

2017年度には、地域社会や様々な家庭環境の変化や子育て困難等を背景に「保育所保育指針」の改定が行われた。保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程の見直しについて検討され、2018年4月27日付けで関係告示・省令、通知を改正し、2019年度より適用されている。

施設基準の緩和や保育を支える職員の非正規化の加速や、保育士不足の問題があり、3歳未満児の保育についての専門的知識や技術、経験不足等の懸念がされ、乳児保育の質が問われる状況ともなっている。

乳児保育の歩みや保育の内容について確認し、乳幼児期から日本の大切な人材を育てるために保育を担っているという認識をもつことが必要である。

本稿では、乳児保育について、保育所保育指針や保育士養成課程の教授内容を中心に、新たに設けられた関連事項

等について整理することにより、現代においての必要な教授内容について考察した。

その方法として、保育所保育指針と保育士養成課程の教授内容、また歴史的変遷から改めて検討することを目的とした。

なお、保育所保育指針や保育士養成課程に関する資料等を基に検討した。

## II. 乳児保育について

### 1. 乳児保育の位置づけ

「乳児」とは、「生後1年ぐらいまでの母乳または人工乳などで養育される時期の子供」（『広辞苑第七版』<sup>1)</sup>、「生後1年ころまでの小児。乳で育てられ、歩きだすまでの時期の子供」（『大辞泉』<sup>2)</sup>、「生後1年から1年半ぐらいまでの子供」（『大辞林』<sup>3)</sup>と記されている。また児童福祉法第4条〔児童及び障害児〕<sup>4)</sup>には、「満1歳に満たない者」、母子保健法第6条（用語の定義）<sup>5)</sup>には「1歳に満たない者」と記されている。「乳児」については、このように各学問分野や制度として法律で定められているものとの間に違いがある。また保育所は0歳から小学校就学前までの子どもを保育しているが、保育現場では3歳以上児の保育を幼児保育と捉え、3歳未満児の保育を乳児保育として位置付けている。2017年告示の保育所保育指針では保育内容を「乳児」「1歳以上3歳未満児」「3歳以上児」の3区分で示しているが、3歳以上児の内容は幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領との整合性をもって記述され、「乳児」「1歳以上3歳未満児」については、幼保連携型認定こども園との整合性をもって記述されている。「乳児」は法律等と保育現場の間に年齢範囲の差異があると考えられる。

### 2. 乳児保育の歴史的変遷

明治時代以降の文明開化・近代化は、乳幼児期の保育の成立とその体制整備を図る上で、様々な影響を及ぼしている。乳児保育が成立する背景には、①親、特に母親が家庭内外で労働に従事する機会が増すことによるケアの提供、②乳児に必要な保健・衛生面、母子保健・小児保健的な観点からのケアの提供が挙げられていた。最も古くは、1883年に開設した子守学校である。乳児を背負い、登校する子守として働く子どもが授業を受けやすくするために、学校内に乳児の午睡などの為の鎮静室等が設けられた。1890年には新潟静修学校にて生徒が子守りから解放されて勉強できるように幼い弟妹を別室にて世話をしたことが、後の守弧扶独幼稚児保護会と称する保育事業へと発展した。1894年、東京紡績株式会社の東京・深川工場に生後100日から預かる託児所が設けられた。1916年には二葉保育園が3歳未満児の保育を始めている。1909年に設立された大阪の愛染橋保育所では100日以上2歳までの乳児が対象とされた。以後、乳児保育は大正期から昭和期にかけて徐々に普及していった。

1947年に公布された児童福祉法により、保育所は民間の託児所から児童福祉施設の一つとして位置付けられた。児童福祉法の理念に沿い、それまでの救貧的なものではなく、階層を超えて一般化していく。1948年には保育所保育士養成が制度化された。児童福祉法第39条には「保育所は、日々保護者の委託を受けて、乳児及び幼児を保育する施設とすることを目的とする」と記され、その後、「(前略)保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする」と改められ、「家庭養育を補完」することが保育所の役割とされた。しかし、家庭での保育が好ましいという風潮から、0歳児の入所は進展せず、1965年以前には保育所の全入所児の0.1%程度であった。しかし、1960年代になると、働く女性が急増し、乳児保育の需要も高まっていった。1965年には、生後6ヶ月から1歳3ヶ月未満児の発達過程区分

の保育内容を詳細に記し通知された保育所保育指針が示された。1989年には、合計特殊出生率が1.57となり、少子化の問題が深刻化していく中で、国は女性の出産・育児と仕事の両立の支援を目指して、1994年には、エンゼルプラン「今後の子育て支援のための施策の基本方針について」を打ち出した。その中には保育所における乳児の受け入れの拡大が示された。1998年以降、入所を希望する人数は増え続け、待機児童問題が大きな社会問題となった。

### 3. 乳児保育の現状

2015年、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度がスタートした。地域型保育給付が新しく創設され、市町村の認可事業である地域型保育事業が児童福祉法に位置づけられた。3歳未満児6人から19人以下の小規模保育、3歳未満児1人から5人以下を対象とする家庭的保育、委託訪問型保育、事業所内保育等がその対象となり、緊急性のある3歳未満児の待機児童への対応が新制度の地域型保育事業に頼ることになった。しかし、地域型保育事業による待機児童対策は、施設基準の緩和や保育を支える職員の非正規化の加速や保育士不足の問題があり、3歳未満児の保育についての専門的知識や技術、経験不足等の懸念がされ、乳児保育の質が問われる状況ともなっている。

総務省の「労働力調査」（基本集計2021年平均結果）によれば、子育て世代の男女（25～44歳）就業率は微増となった。共働き世帯数は、1997年以降は妻が無業の世帯を上回り、現在は2倍以上となっている。また保育所等利用児童総数は増加（前年から4,712人増、うち1・2歳児は688人増）しており、2021年も保育所等利用率は上昇している<sup>6)</sup>。就学前児童全体の利用率をみると、低年齢児の伸長が目立ち、特に1・2歳児の利用率は、33.4%から59.0%へと25.6ポイント上昇し、半数を超えた。0歳児についても11.1%から21.6%とほぼ増加している<sup>7)</sup>。

## Ⅲ. 保育所保育指針の歴史の変遷

現在までの保育所保育指針に関わる歴史を振り返ると、1945年に日本は終戦を迎え、その2年後の1947年に保育所は児童福祉法制のなかに位置づけられた。1952年に厚生省から『保育指針』が策定された。その後、1965年に保育所保育指針が刊行された。1968年、中央児童福祉審議会は、両親による家庭保育が最も望ましいとしていたが、不可能な場合は、親密で温かい養護が与えられるよう処遇を手厚くする必要があるととして、「当面推進すべき乳児保育対策に関する意見具申」を行った。1969年、厚生省は「保育所における乳児保育対策の教化について」という児童家庭局長通知を出し、特別保育対策の一環として乳児保育充実のための物的・人的条件整備が図られた。1977年に所得制限枠が拡大され、1986年の中央児童福祉審議会の「乳児保育の見直しについて」の提言を受け、1989年所得制限枠が撤廃された。これにより、保育に欠けるすべての子どもが乳児保育の対象となった。1990年改定の指針において新たな項目として、6ヶ月未満児からの保育内容の追加、1997年の児童福祉法の改正を受けて、1998年には「乳児保育指定保育所制度」が廃止され、児童福祉施設最低基準の保育士定数が改正され、乳児おおむね3人につき1人の保育士となった。特別対策であった乳児保育を通常の保育として、すべての保育所が実施するという形となっていく。

1965年に保育所保育指針が刊行されて以来、幾度かの改定が行われ、現在の保育所保育指針が十年ぶりの改定である。その背景には、地域社会や様々な家庭環境の変化や少子化、子育ての困難、幼児教育の重要性が認識されるようになったことも挙げられる。保育所保育指針の歴史については以下のような経過をたどってきた。

〈保育所保育指針の歴史的流れ〉

- ・1965年『保育所保育指針』（刊行）
- ・1990年『保育所保育指針』（改訂通知）
- ・1999年『保育所保育指針』（改訂通知）
- ・2008年『保育所保育指針』（改定告示）
- ・2017年『保育所保育指針』（改定告示）

IV. 保育所保育指針と保育士養成課程の特徴

1. 2017年改定保育所保育指針の内容の構成と特徴

2017年改定の保育所保育指針（以下、「指針」という）の方向性としては5つの方向性が示された。「①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、②保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し、④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性、⑤職員の資質、専門性の向上」があげられている。

2008年の改定の際には、指針の法定化・大綱化されたことにより、13章から7章になり（表1参照）、「保育の内容」の章は、年齢区分を削除した幼稚園の5領域の記述が援用された結果、3歳未満児の記載が3歳以上児と比較して少なくなった。2008年告示の現行指針の乳児（3歳未満）期の教育のねらい及び内容が、それ以前の指針に示されていた発達の8区分に沿って、発達の姿・ねらい・内容・配慮事項とそれぞれに記載されていたものから、年齢区分が取り除かれ、新たに保育のねらい及び内容が記載され、読み取りにくくなったため、現場においては乳児保育のねらい及び内容をそれぞれの解釈で実践する園も見受けられる等、混乱の傾向にあった。

2017年改定では、要領により近付けるために5章の構成になり、第2章「保育の内容」に乳児、1歳以上3歳未満

表1 保育所保育指針（1999年と2008年）の新旧対照表

保育所保育指針（1999年改訂通知）	保育所保育指針（2008年改定告示）
第1章 総則	第1章 総則
第2章 子どもの発達	第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特徴 2 発達過程
第3章 6ヶ月未満児の保育内容	(1) おおむね6ヶ月未満
第4章 6ヶ月から1歳3ヶ月未満児の保育の内容	(2) おおむね6ヶ月から1歳3ヶ月未満
第5章 1歳3ヶ月から2歳未満児の保育の内容	(3) おおむね1歳3ヶ月から2歳未満
第6章 2歳児の保育の内容	(4) おおむね2歳
第7章 3歳児の保育の内容	(5) おおむね3歳
第8章 4歳児の保育の内容	(6) おおむね4歳
第9章 5歳児の保育の内容	(7) おおむね5歳
第10章 6歳児の保育の内容	(8) おおむね6歳
	第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (1) 養護に関わるねらい及び内容 (2) 教育に関わるねらい及び内容
第11章 保育の計画作成上の留意事項	第4章 保育の計画及び評価
第12章 健康・安全に関する留意事項	第5章 健康及び安全
第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など	第6章 保護者に対する支援 第7章 職員の資質向上

出典：「保育所保育指針」（厚生省児童家庭局長通知、平成十一年一月二九日、児発第七九九号）（厚生労働省告示百四十一号、平成二十年三月二十八日）の文書をもとに著者作成

表2 保育所保育指針（2008年と2017年）の新旧対照表

保育所保育指針（2008年改定告示）	保育所保育指針（2017年改定告示）
第1章 総則 第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特徴 2 発達過程 (1) おおむね6ヶ月未満 (2) おおむね6ヶ月から1歳3ヶ月未満 (3) おおむね1歳3ヶ月から2歳未満 (4) おおむね2歳 (5) おおむね3歳 (6) おおむね4歳 (7) おおむね5歳 (8) おおむね6歳 第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (1) 養護に関わるねらい及び内容 (2) 教育に関わるねらい及び内容 第4章 保育の計画及び評価  第5章 健康及び安全 第6章 保護者に対する支援 第7章 職員の資質向上	第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 2 養護に関する基本的事項 (1) 養護の理念 (2) 養護に関わるねらい及び内容 3 保育の計画及び評価 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 第2章 保育の内容 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 (1) 基本的事項 (2) ねらい及び内容 (3) 保育の実施に関わる配慮事項 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 (1) 基本的事項 (2) ねらい及び内容 (3) 保育の実施に関わる配慮事項 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 (1) 基本的事項 (2) ねらい及び内容 (3) 保育の実施に関わる配慮事項 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1) 保育全般に関わる配慮事項 (2) 小学校との連携 (3) 家庭及び地域社会との連携 第3章 健康及び安全 第4章 子育て支援 第5章 職員の資質向上

出典：「保育所保育指針」（厚生労働省告示百四十一号、平成二十年三月二十八日）（厚生労働省告示第百十七号、平成二十九年三月三十一日）の文書をもとに著者作成

児、3歳以上児の各ねらい及び内容をより詳細に明記し、内容の充実が図られている（表2参照）。幼い子どもの保育では何が大切かという原理を詳細に示す必要との理由が考えられる。以下に、「①乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実」と「④保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」について述べる。

## 2. 3歳未満児保育の改定の特徴

第2章「保育の内容1. 乳児保育に関わるねらい及び内容」において、0・1・2歳児は、愛着関係の形成、そして基本的信頼関係を築く等、詳細な内容が大切であるため、この時期は発達の姿や特徴を踏まえた保育をする上での配慮が必要であることを反映した内容、保育の質を向上させるためのポイントが書かれている。

発達初期の未分化性を考慮して、乳児期の生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえ、その発達特性を視野に入れた視点を創出している。つまり、「身近な人と気持ちが通じ合う」という社会的発達の視点、「身近なものに関わり感性が育つ」という精神的発達に関する視点、「健やかに伸び伸びと育つ」として身体的発達に関する視点という3つの視点から記載されている。これは5領域として明確に分けられないことから、3つの視点から評価したほうが記述しやすいということや、保育を構想しやすいということ変更がされている。

生活や遊びを捉える3つの視点はお互いに関連し合っているが、身近な人と気持ちが通じ合うという視点に整理される保育の内容が中心的な発達経験と考えられる。これが基本的信頼感の形成である。その安定した関係の中で子ども自身の情緒が安定し、身の周りのものに子どもの注意や関心が向かい（学びの芽生えの経験）、物や人と関わる身

体（周囲と関わる主体としての自分自身への気づき）が伸び伸びと育つというように3つの視点が相まってこの時期の学び（教育的側面）がなされると考えられる。

1歳以上3歳未満児の保育においては、現行指針の5領域の構成となっている。乳児保育の3つの視点から1歳以上3歳未満児の領域が5つとなった内容の連続性については次のように考えられる。社会的発達（人間関係・言葉の領域）へ、精神的発達は環境・表現の領域へ、身体的発達は健康の領域へと連続していく。5領域はお互いに関連し合い、互いを内包していることを確認する必要がある。

また2017年の改定では、「養護」が総則に位置づけられた（表2参照）。1965年から保育所保育は、養護と教育の一体的提供であるとされ、2008年改定の指針では「保育の内容」の中の一部に記載されていたが、2017年の改定では第1章の総則に「養護」、第2章の「保育の内容」には「教育」が示されている。つまり、保育所の保育の特徴である養護と教育が一体的に行われるという、その養護的側面の重要性から保育所保育全体を通じて行わなければならないこととして、「養護」が総則に位置づけられた。したがって、乳児保育に関するねらいと内容の記載内容は教育的側面からの視点として示されている。そのねらいと内容は養護と一体的に行わなければ、教育、いわゆる「学び」が成り立たないことを意識して保育を行う必要がある。こうした今までの養護と教育を一体的に展開するという考え方があった記載が2017年改定では総則に位置づけられたことから、現場では養護と教育を分けて捉える場合が生じるのではないかという懸念もみられる。養護と教育を分けることは不可能であり、子どもとの信頼関係を築き、教育がなされていくことを念頭におき、保育をしていく必要があり、改めて保育においては、養護の大切さを理解することが必要であると考えられる。

### 3. 3歳未満児に関する改定の位置づけ

平成28年12月21日社会保障審議会児童部会保育専門委員会からの「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」の「1. 保育所保育指針の改定の方向性」<sup>8)</sup>の冒頭には、(1)乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実が挙げられている。これらの内容を簡潔にしたものを各項目ごとに以下に記した。

#### (1) 「乳児・1歳以上3歳未満児の保育の重要性」

乳児から2歳児までは、心身の発達にとって極めて重要な時期であり、その後の成長や社会性の獲得等にも大きな影響を与えること、非認知的能力を乳幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究成果があり、3歳未満児の保育の重要性への認識が高まっていること、1、2歳児の保育所の利用率が高いことから、保育所におけるこの時期の保育の在り方について保育指針においても、より積極的に位置づけていく。

#### (2) 基本的信頼感の形成

2歳児までの時期には、保護者や保育士など特定の大人との間で愛着関係が形成され、様々な環境との関わりの中で、自己という感覚や、自我を育てていく時期であること、乳児期からの保育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得にも大きな影響を与えるものであり、子どもの主体性を育みながら温かく応答的に育んでいく保育を行うことが重要であり、非認知的能力を育むことにもつながる。

#### (3) 学びの芽生え

乳児期から、子どもは、生活や遊びの様々な場面で、主体的に周囲の人や物に興味を持ち、直接関わっていきこうとする。このような姿は「学びの芽生え」といえるものであり、生涯の学びの出発点にも結びつくものである。それぞれ

れの子どもの発達過程に応じた「学び」の支援が、生活や遊びの場面で、適時・適切に行われることが重要である。

#### **(4) 保育内容の記載の在り方**

現行指針では、保育の内容については、すべての年齢に通じた共通の記載となっているが、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の内容について、3歳以上児とは別に項目を設けて、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載する。また、乳児期では、現行の5領域で示している保育内容に関する発達が未分化な状況にあることから、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえた上で保育の内容等を記載し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実を図ることが考えられる。また養護の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して保育が行われることが重要である。

#### **(5) 考えられる具体的な保育の内容の例**

乳児・1歳以上3歳未満児の保育内容の実際の展開にあたっては、少人数で落ち着いた環境を準備するなど、この時期の特徴を踏まえた保育上の配慮が必要である。この時期に芽生える旺盛な探索活動への意欲を満たし、安心して遊びに熱中できるための環境構成を一人一人の子どもの発達や個性を重視して工夫することが大事である。

(1)と(2)には「非認知的能力」という言葉が記載されている。「非認知的能力」の基本がこの時期に育つことを示唆している。非認知的能力を育むためには、乳児期からの保育の積み重ねを通し、子どもの主体性を育みながら温かく応答的に育てていく保育を行うことにより、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得に繋げていくことが重要になる。「非認知的能力」を支える基盤として安定したアタッチメント(愛着)形成するという観点は乳児保育のあり方を考える上で、重要だと考えられる。

### **4. 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性**

指針、教授内容における「保護者支援」「子育て支援」という項目、内容が明記されたのはいつ頃からであろうか。最初に改定指針の変遷からみていく。1990年の指針では、「第12章健康・安全に関する留意事項、8. 家庭・地域との連携」が記されていたが、まだ「保護者支援」「子育て支援」という記載はなかった。1999年の「第12章健康・安全に関する留意事項、9. 家庭、地域との連携」は前回の指針と同様に記されているが、「第13章保育所における子育て支援及び職員の研修など」が新たに記載され、ここで「保育所における子育て支援」という言葉が明記された。2008年の改定では、「第6章保護者に対する支援、1. 保育所における保護者に対する支援の基本、2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、3. 地域における子育て支援」が新たに記載された。子育て家庭を取り巻く環境の変化が改定の背景にあり、保育所における保護者支援だけでなく、地域における子育て支援の必要性が明記された。現行指針においても「第4章子育て支援、1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項、2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援、3. 地域の保護者等に対する子育て支援」が記載されている。

教授内容において「保護者」や「家庭」と関連する事項は、2011年では、「乳児保育(演習2単位)」の〈内容〉「5. 乳児保育における連携、(1) 保護者とのパートナーシップ」、2019年の「乳児保育(講義2単位)」の〈内容〉「2. 乳児保育の現状と課題、(1) 乳児保育及び子育て家庭に対する支援をめぐる社会的状況と課題」、及び「4. 乳児保育における連携・協働、(2) 保護者との連携・協働」である。現在の乳児保育及び子育て家庭に対する支援の現状と課題の把握や乳児保育における家庭との連携の重要性が記されていると考えられる。

## V. 2019年改正における保育士養成課程の特徴

### 1. 保育士養成課程の見直しの背景と方向性

保育士養成課程の見直しが2017年12月4日に保育士養成課程等検討会にて行われ、2019年より適用されている。保育を取り巻く社会情勢の変化、指針の改定等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けての検討であった。主な社会情勢の変化としては、「子ども・子育て支援新制度の施行（2015年4月）」「保育所等利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率の増加）」「子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加」があげられた。保育士養成課程を構成する教科目の見直しの方向性として、①乳児保育（3歳未満児を念頭に置いた保育）の充実、②幼児教育を行う施設としての保育の実践、③「養護」の視点を踏まえた実践力の向上、④子どもの育ちや家庭への支援の充実、⑤社会的養護や障害児保育の充実、⑥保育者としての資質・専門性の向上が挙げられている<sup>9)</sup>。その中で①の乳児保育の充実に関しては、①乳児保育の充実（3歳未満児を念頭）が基礎的事項の理解を深めるため、演習科目に

表3-1 2011年保育士養成課程の教科目の目標及び教授内容【保育の内容・方法に関する科目】

乳児保育（演習・2単位）
<p>〈目標〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳児保育の理念と歴史の変遷及び役割等について学ぶ。</li> <li>2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。</li> <li>3. 3歳未満児の発育・発達について学び、健やかな成長を支える3歳未満児の生活と遊びについて理解する。</li> <li>4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境構成や観察・記録等について学ぶ。</li> <li>5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について学ぶ。</li> </ol>
<p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳児保育の理念と役割               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳児保育の理念と歴史の変遷</li> <li>(2) 乳児保育の役割と機能</li> </ol> </li> <li>2. 乳児保育の現状と課題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所における乳児保育</li> <li>(2) 乳児院における乳児保育</li> <li>(3) 家庭的保育等における乳児保育</li> <li>(4) 乳児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場</li> </ol> </li> <li>3. 3歳未満児の発達と保育内容               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳児保育における基本的な知識・技術に基づく援助や関わり</li> <li>(2) 6か月未満児の発達と保育内容</li> <li>(3) 6か月から1歳3か月未満児の発達と保育内容</li> <li>(4) 1歳3か月から2歳未満児の発達と保育内容</li> <li>(5) 2歳児の発達と保育内容</li> </ol> </li> <li>4. 乳児保育の実践               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育課程に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価</li> <li>(2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>(3) 職員間の協働</li> </ol> </li> <li>5. 乳児保育における連携               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護者とのパートナーシップ</li> <li>(2) 保健・医療機関、家庭的保育、地域子育て支援等との連携</li> </ol> </li> </ol>

表3-2 2019年保育士養成課程の教科目の目標及び教授内容【保育内容・方法に関する科目】

乳児保育Ⅰ（講義・2単位）
<p>〈目標〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳児保育の意義・目的と歴史の変遷及び役割等について理解する。</li> <li>2. 保育所、乳児院等多様な保育の場における乳児保育の現状と課題について理解する。</li> <li>3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育の内容と運営体制について理解する。</li> <li>4. 乳児保育における職員間の連携・協働及び保護者や地域の関係機関との連携について理解する。</li> </ol> <p>※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。</p>
<p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳児保育の意義・目的と役割               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳児保育の意義・目的と歴史の変遷</li> <li>(2) 乳児保育の役割と機能</li> <li>(3) 乳児保育における養護及び教育</li> </ol> </li> <li>2. 乳児保育の現状と課題               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳児保育及び子育て家庭に対する支援をめぐる社会的状況と課題</li> <li>(2) 保育所における乳児保育</li> <li>(3) 保育所以外の児童福祉施設（乳児院等）における乳児保育</li> <li>(4) 家庭的保育等における乳児保育</li> <li>(5) 3歳未満児とその家庭を取り巻く環境と子育て支援の場</li> </ol> </li> <li>3. 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 3歳未満児の生活と環境</li> <li>(2) 3歳未満児の遊びと環境</li> <li>(3) 3歳以上児の保育に移行する時期の保育</li> <li>(4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育士等による援助や関わり</li> <li>(5) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育における配慮</li> <li>(6) 乳児保育における計画・記録・評価とその意義</li> </ol> </li> <li>4. 乳児保育における連携・協働               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員間の連携・協働</li> <li>(2) 保護者との連携・協働</li> <li>(3) 自治体や地域の関係機関等との連携・協働</li> </ol> </li> </ol>

出典：一般財団法人全国保育士養成協議会「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」の文書をもとに著者作成下線部は変更、追加された箇所を示す。

加え、講義科目の新設があった。基礎的事項（理念や現状、体制など）の理解を深めた上で、具体的な保育の方法や環境の構成等を学び、保育の実践力を修得させるとし、乳児保育（演習2単位）を「乳児保育Ⅰ（講義2単位）」「乳児保育Ⅱ（演習1単位）」とした（表3-1、3-2、表4-1、4-2参照）。

教授内容の再編の主な内容として、現行の「乳児保育（演習2単位）」の「乳児保育の理念と役割、乳児保育の現状と課題、乳児保育における連携、3歳未満児の発達と保育内容、乳児保育の実際等」が見直し後には、「乳児保育Ⅰ（講義2単位）」として「乳児保育の意義・目的と役割、乳児保育の現状と課題、乳児保育の内容や体制の理解、職員間の協働や関係機関等との連携等」及び、「乳児保育Ⅱ（演習1単位）」の「3歳未満児の発育、発達に即した生活や遊び、乳児保育の方法や環境の構成、乳児保育における配慮の実際等」が示されている<sup>10)</sup>。標準的事項を示した教授内容を指定保育士養成課程の教授担当者が教授に当たる際の参考とされている。

表4-1 2011年保育士養成課程の教科目の目標及び教授内容【保育の内容・方法に関する科目】

乳児保育（演習・2単位）
<p>〈目標〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳児保育の理念と歴史の変遷及び役割等について学ぶ。</li> <li>2. 保育所、乳児院等における乳児保育の現状と課題について理解する。</li> <li>3. 3歳未満児の発育・発達について学び、健やかな成長を支える3歳未満児の生活と遊びについて理解する。</li> <li>4. 乳児保育の計画を作成し、保育の内容や方法、環境構成や観察・記録等について学ぶ。</li> <li>5. 乳児保育における保護者や関係機関との連携について学ぶ。</li> </ol>
<p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳児保育の理念と役割             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳児保育の理念と歴史の変遷</li> <li>(2) 乳児保育の役割と機能</li> </ol> </li> <li>2. 乳児保育の現状と課題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所における乳児保育</li> <li>(2) 乳児院における乳児保育</li> <li>(3) 家庭的保育等における乳児保育</li> <li>(4) 乳児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場</li> </ol> </li> <li>3. 3歳未満児の発達と保育内容             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳児保育における基本的な知識・技術に基づく援助や関わり</li> <li>(2) 6か月未満児の発達と保育内容</li> <li>(3) 6か月から1歳3か月未満児の発達と保育内容</li> <li>(4) 1歳3か月から2歳未満児の発達と保育内容</li> <li>(5) 2歳児の発達と保育内容</li> </ol> </li> <li>4. 乳児保育の実際             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育課程に基づく指導計画の作成と観察・記録及び自己評価</li> <li>(2) 個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>(3) 職員間の協働</li> </ol> </li> <li>5. 乳児保育における連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護者とのパートナーシップ</li> <li>(2) 保健・医療機関、家庭的保育、地域子育て支援等との連携</li> </ol> </li> </ol>

表4-2 2019年保育士養成課程の教科目の目標及び教授内容【保育内容・方法に関する科目】

乳児保育Ⅱ（演習・1単位）
<p>〈目標〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3歳未満児の発育・発達の過程や特性を踏まえた援助や関わりの方の基本的な考え方について理解する。</li> <li>2. 養護及び教育の一体性を踏まえ、3歳未満児の子どもの生活や遊びと保育の方法及び環境について、具体的に理解する。</li> <li>3. 乳児保育における配慮の実際について、具体的に理解する。</li> <li>4. 上記1～3を踏まえ、乳児保育における計画の作成について、具体的に理解する。</li> </ol> <p>※「乳児保育」とは、3歳未満児を念頭においた保育を示す。</p>
<p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 乳児保育の基本             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもと保育士等との関係の重要性</li> <li>(2) 個々の子どもに応じた援助や受容的・応答的な関わり</li> <li>(3) 子どもの主体性の尊重と自己の育ち</li> <li>(4) 子どもの体験と学びの芽生え</li> </ol> </li> <li>2. 乳児保育における子どもの発育・発達を踏まえた生活と遊びの実際             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの1日の生活の流れと保育の環境</li> <li>(2) 子どもの生活や遊びを支える環境の構成</li> <li>(3) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた生活と援助の実際</li> <li>(4) 3歳未満児の発育・発達を踏まえた遊びと援助の実際</li> <li>(5) 子ども同士の関わりとその援助の実際</li> </ol> </li> <li>3. 乳児保育における配慮の実際             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの心身の健康・安全と情緒の安定を図るための配慮</li> <li>(2) 集団での生活における配慮</li> <li>(3) 環境の変化や移行に対する配慮</li> </ol> </li> <li>4. 乳児保育における計画の実際             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 長期的な指導計画と短期的な指導計画</li> <li>(2) 個別的な指導計画と集団の指導計画</li> </ol> </li> </ol>

出典：一般財団法人全国保育士養成協議会「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」の文書をもとに著者作成下線部は変更、追加された箇所を示す。

## 2. 保育士養成課程の教授内容からの考察

保育士養成課程<sup>11)</sup>の中で、乳児保育Ⅰは講義として2単位、乳児保育Ⅱは演習として1単位で示されている。教授内容の整理に伴う教科目の変更(単位変更を含む)として、「乳児保育(演習2単位)」が「乳児保育Ⅰ」と「乳児保育Ⅱ」に改められたのである。「教科目の教授内容」「1目的」には「各教科目の教授内容の標準的事項を示した『教科目の教授内容』を定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること」と記されている<sup>12)</sup>。保育者養成の教育課程は、5つの枠組みから構成されている。この5つの枠組みは「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象理解に関する科目」「保育内容・方法に関する科目」「基礎技能に関する科目」「実習に関する科目」である。この中で、乳児保育Ⅰ、Ⅱは「保育の内容・方法に関する科目」として記されている。

「保育内容・方法に関する科目」とは、「保育実践を想定しながら、保育の考え方や子ども理解をより具体的に捉えることを目的とした教科目。いわば原理的な教科目と保育現場の実践との間の橋渡しの役割をもつ教科目である。したがって、この教科目には、具体的な保育実践や子どもとの接点が必要になる。保育者養成におけるこの教科の役割は、大変重要になる」と記されている<sup>13)</sup>。つまり、「保育内容・方法に関する科目」は教育や保育の歴史や思想などの原理的・理論的なものと保育現場の子どもの姿や毎日の保育などの実践的なものとの間を結びつける役割をもつ教科目である。2019年改正の乳児保育もⅠとⅡの講義と演習に変更がされたため、原理的・理論的、実践的観点からそれぞれ講義をしていく必要がある。尚、ここでの乳児保育とは3歳未満児を念頭においた保育を示している。

2011年「乳児保育(演習・2単位)」から2019年「乳児保育Ⅰ(講義2単位)、乳児保育Ⅱ(演習1単位)」への保育士養成課程の教科目の教授内容の移行箇所(表3-1、3-2、表4-1、4-2参照)は以下のとおりに考えられる。

〈2011年から2019年の教授内容の移行箇所〉

- ・乳児保育(演習・2単位) → 乳児保育Ⅰ(講義2単位)、乳児保育Ⅱ(演習1単位)
- ・乳児保育〈内容〉1. → 乳児保育Ⅰ〈内容〉1.
- ・乳児保育〈内容〉2. → 乳児保育Ⅰ〈内容〉2.
- ・乳児保育〈内容〉3. → 乳児保育Ⅰ〈内容〉3. 乳児保育Ⅱ〈内容〉2.
- ・乳児保育〈内容〉4. → 乳児保育Ⅰ〈内容〉4. 乳児保育Ⅱ〈内容〉4.
- ・乳児保育〈内容〉5. → 乳児保育Ⅰ〈内容〉4.

つまり、2011年改正の教授内容には原理的・理論的内容と実践的内容の両方が記されているが、2019年の改正の乳児保育Ⅰには講義として、原理的・理論的内容が、乳児保育Ⅱには演習として、実践的内容が記されているといえる。乳児保育の目標に関しても乳児保育Ⅰには「・・・について学ぶ」から「・・・について理解する」という言葉に統一された。また乳児保育Ⅱの内容は表4-2の〈内容〉2~4に「実際」という言葉が使用されているように、実践的、具体的な内容が記されている。例えば、乳児保育Ⅰ〈内容〉3-(6)には「乳児保育における計画・記録・評価とその意義」と表示、乳児保育Ⅱ〈内容〉4では「乳児保育における計画の実際」と記され、具体的内容の教授が求められている。

乳児保育Ⅱの目標についても「・・・について学ぶ」から「具体的に理解する」という言葉に変更されている。乳児保育Ⅱでは演習として具体的な内容を理解していく必要がある。このように、2単位で乳児保育を修得していた内容

を新たに講義と演習の3単位でそれぞれ修得することへと変更がされている。

また乳児保育Ⅱ〈内容〉1では乳児保育の基本として重要な「受容的・応答的な関わり」「主体性の尊重」「学びの芽生え」という具体的な内容が記載されている。乳児保育Ⅱ〈内容〉3には「子どもの心身の健康・安全と情緒の安定を図るための配慮」が記載されており、現行指針での方向性に記された「③子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し」を踏まえ、現行の教授内容では新たな項目として記されていると考えられる。

## Ⅵ. 「能力」の育成の視点

### 1. 様々な視点からの見解

汐見(2017)は「乳幼児期の教育を通して非認知的な能力、社会情動的なスキルを育てることの重要性が確認されるようになり、乳児や1、2歳児の保育の質が大切であること、乳幼児期に自尊心や自己制御、忍耐力を身に付けることが子どもの生涯にわたっての生き方に影響を与えることが、多くの研究成果から明らかになっている」と述べている<sup>14)</sup>。

また汐見は「非認知的な能力の育て・育ちには、乳児期からの丁寧な対応、応答的な姿勢、温かい受容などが大事ということがわかってきた。そのことを『保育指針』にも反映させようとしている。その含意をくみ取ることが大事である<sup>14)</sup>」と記している。

また、海外での状況を見ると、OECDにおける乳幼児期政策調査<sup>15)</sup>によるとデンマークの幼稚園では、「社会的状況における自由で創造的な子どもの発達」を重視しており、子どもが獲得すべき能力と経験を特定すること、さらには3歳未満児と3～6歳に合わせた認識と考慮をしなければならないとされている。デンマークのアプローチでは「能力(competence)」の概念は「知識」の獲得より重要であり、能力は子どもの理解に合った知識が含まれる。インタビューを受けた多くのデンマークのペダゴグによると、「能力は教えることはできない。どの子どもも、能力は経験を通して学ばなければならないものなのである」と述べている。ノルウェーの「枠組みプラン」では、「子ども時代を固有の価値をもった人生の一時期と考える。そこには、ウェルビーイング、自律、自由に対する幼い子どもの権利を認めるという明白な認識がある。子ども時代とは、できるだけ早く大人の世界に参入できるようになるために十分な知識や技能を獲得するだけを意味するものではない。それは、子ども自身の土台の上に成長を課すのである」とされている<sup>16)</sup>。また生涯にわたるwell-being(心と身体の健康および幸福感)や社会的成功(経済的安定性や心理的に豊かな生活の質)は、乳幼児期に「非認知」的な心の土台がしっかりと養われてこそ、長期的に、また持続的に可能になると、その重要性が強調されている<sup>17)</sup>。加えて、幼少期に「非認知」的な心の土台がしっかりと形成されていると、認知的な能力や学力も徐々に高まっていく傾向があることも示されている。

### 2. 非認知能力

非認知能力は情動のコントロールに関わる社会的な力ということで、社会情動的スキルともいわれる<sup>18)</sup>。非認知能力はIQを代表とする学力に相当する知力としての認知的能力ではなく、心の特性を表す。その中核にあるのは、自己と関わる力であり、それは、自分を大切に、自分を高めていくための力を指しており、自尊心、自己肯定感、自制心、自立心、自律性等が含まれる。指針の第2章保育の内容において、乳児、1・2歳児の保育についての記述が充実された背景には、人間の育ちの中で、0、1、2歳児段階の育ちの意味がとても重要であることから、この時期

の保育をもっと丁寧に行う必要があり、愛着行動、基本的信頼感、自己肯定感の育ちを意識した展開が不可欠とされている。また社会的な力、社会情動的スキルも大切とされている。スキルとは後天的に伸ばすことができる力という意味であるが、この力は情動のコントロールに関わる体験を多く行うことで伸びていく。特定の人との愛着関係により、他者を信頼できることで、自己への深い信頼感や肯定感が育まれることにより、我慢するという心のコントロールにも繋がっていく。こうした力を乳幼児期から育てていくことが大切だとされている。

## VI. まとめ

1947年に公布された児童福祉法により、保育所は民間の託児所から児童福祉施設の一つとして位置付けられ、児童福祉法の理念に沿い、それまでの救済的なものではなく、階層を超えて一般化していく。1948年には保育所保育養成が制度化された。児童福祉法第39条には「保育所は、日々保護者の委託を受けて、乳児及び幼児を保育する施設とすることを目的とする」と記され、その後、「(前略) 保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする」と改められた。「家庭養育を補完」することが保育所の役割とされた。1998年以降、入所を希望する人数は増え続け、特に3歳未満児における待機児童問題が大きな社会問題となった。その背景には共働き家庭における保育所の需要の増加が挙げられる。

2019年に改正された教科目の乳児保育の教授内容に関しては、2単位で乳児保育を修得していた内容を新たに講義と演習の3単位でそれぞれ修得することへと変更がされている。これは乳児保育の重要性が認識されたといえる。理論を修得した上で、実践的内容を確実に理解する必要がある。乳児保育に関わるねらいや内容の視点として、一つは基本的信頼感、愛着関係の形成の重要性がある。保育現場では30年近く愛着（信頼関係）の形成を基本とした保育実践がされてきている。また乳児期からの保育の積み重ねは、その後の成長や生活習慣の形成、社会性の獲得にも大きな影響を与える。子どもの主体性を育みながら丁寧な対応、温かく応答的に育てていく保育を行うことが重要であり、非認知能力を育むことにもつながる。

二つ目の視点は学びの芽生えの時期であり、教育の視点の明確化である。現行指針では養護と教育の記載場所は異なるが、保育所保育の特性が「養護及び教育が一体的に行われる保育」に変更はないため、この点に留意して教授していく必要がある。現行指針では保育における養護の重要性を強調するために総則に明記され、第2章「保育の内容」に関しては、発達過程を踏まえた教育的側面からのみの記述となった。子どもが生活や遊びの様々な場面で主体的に周囲や人や物に興味をもち、直接かかわっていく姿は学びの芽生えといえるが、こうした学びの芽生えを意識し、それぞれの子どもの発達に応じた学びの支援が適切に行われることが大切である。そして、養護的側面と一体になって対応していくことが、変わらずに重要である。乳児保育では、そのねらいと内容の充実を通して、身体的・精神的・社会的発達の基盤を培う時期であると位置づけられたといえる。こうした二つの視点や乳児保育の歴史的変遷を踏まえて実践につなげていく必要がある。

子育て家庭を取り巻く環境は変化し、それに伴い、指針や教授内容も変更されてきた。現在は、保護者との連携及び子育て家庭への支援も保育所にとって重要な役割ともなっていることも視野に入れていく必要がある。このように捉えれば、保育士の役割は多岐にわたっているため、現行指針と教授内容を改めて認識し、教授していく必要があると考えられる。

## 【参考文献】

- 1) 厚生労働省, 内閣府 (2017) 「幼稚園教育要領／保育所保育指針／幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (原本) (平成29年告示)」チャイルド本社
- 2) 「保育所保育指針」(厚生省児童家庭局長通知, 平成一一年一〇月二九日, 児発第七九九号)(厚生労働省告示百四十一号, 平成二十年三月二十八日)  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta9193&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta9193&dataType=1&pageNo=1), 2022年9月21日閲覧
- 3) 「保育所保育指針」(厚生労働省告示百四十一号, 平成二十年三月二十八日)(厚生労働省告示第百十七号, 平成二十九年三月三十一日)  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1), 2022年9月21日閲覧
- 4) 一般財団法人全国保育士養成協議会「2019年度 保育士養成研究所第1回研修会資料 保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」(H30. 6. 24)

## 【引用文献】

- 1) 新村出(編)(2018)「広辞苑第七版」岩波書店, p.2235.
- 2) 村松明(監修)(1998)「大辞泉 増補・新装版」株式会社小学館, p.2030.
- 3) 村松明(編)(2019)「大辞林第四版」株式会社三省堂, p.2089.
- 4) 大豆生田啓友(2022)「最新保育資料集2022」ミネルヴァ書房, p.22.
- 5) 同上, p.380.
- 6) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20600.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20600.html), 2022年9月19日閲覧
- 7) 全国保育団体連絡会/保育研究所(2022)「保育白書2022年版」ひとなる書房, pp.11-12.
- 8) 社会保障審議会児童部会保育専門委員会(2016)「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」pp.2-4.
- 9) 厚生労働省「保育士養成課程等の見直しについて～より実践力のある保育士の養成に向けて～(検討の整理), 2017年12月4日保育士養成課程等検討会」pp.3-4.
- 10) 厚生労働省子ども家庭局保育課「平成30年度全国保育士養成セミナー, 行政説明資料『保育士養成課程等の見直しについて(検討の整理)(概要), 2017年2月4日保育士養成課程等検討会』」pp.31-33.
- 11) 全国保育士養成協議会「平成30年度保育士養成研究所第2回研修会資料『新保育士養成課程』」  
[https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/30-2s3.pdf](https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-2s3.pdf), 2022年9月19日閲覧
- 12) 全国保育士養成協議会 平成30年度保育士養成研究所第3回研修会資料「『指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について』の一部改正について」  
[https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing\\_hyk/reference/30-3s2.pdf](https://www.hoyokyo.or.jp/http://www.hoyokyo.or.jp/nursing_hyk/reference/30-3s2.pdf), 2022年9月19日閲覧
- 13) 塩美佐枝(2017)「保育・教育ネオシリーズ [4] 保育内容総論」同文書院, p.16.
- 14) 汐見稔幸(2007)「特集 新たに示される保育指針とこれからの保育」『保育の友』全国社会福祉協議会, 第65巻, 第5号, p.11.
- 15) OECD(編)・星三和子他訳(2011)「第6章ECECの質の改善と保証への参加型アプローチ」『OECD保育白書—人生の始まりこそ力強く:乳幼児期の教育とケア(ECEC)の国際比較』明石書店, p.160.
- 16) 同上, p.162.
- 17) 小椋たみ子・遠藤利彦・乙部貴幸(2020)「赤ちゃん学で理解する乳児の発達と保育 第3巻, 言葉・非認知的な心・学ぶ力」中央法規出版株式会社, p.54.
- 18) 谷田貝公昭(編)(2019)「改訂新版 保育用語辞典」一藝社, p.333.